

### 利根町パブリックコメント実施結果表

1. パブリックコメント実施の概要			
政策等の名称	利根町環境基本条例（案）		
意見等募集期間	令和5年7月8日（金）から令和5年8月7日（月）まで		
意見等提出者数及び整理番号	2名 （NO.1-1～NO.2-1）		
意見等提出件数	2件		
2. 意見等の概要と実施機関の考え方			
NO.	ページ・該当箇所	提出された意見等の概要	・意見等に対する実施機関の考え方 ・提出された意見等に基づき政策等の案を修正した場合の修正内容及び修正理由
1-1	全般	基本条例を論議するために審議会を設けないといけぬのか。	本来であれば、環境基本法が施行された後、他市町村と同様に、環境問題を推進するために条例の制定とそれに基づき計画の策定をするべきでした。 利根町環境基本条例が施行された後、それに基づき、環境審議会を設置し、利根町環境基本計画の策定に伴う内容について調査及び審議するものです。ご理解ください。

2-1	全般	<p>「利根町環境基本条例（案）」は素晴らしい条例だと思います。ただし、条例を制定するだけでは意味がなく「絵に描いた餅」にならないように適切に運用していくことが、当然ながら、最も重要なことだと思われます。おおむね条例には賛成ですが、最近の自治体で起きている懸念すべき状況も踏まえて、あえて住民の意見とさせていただきます。</p>	<p>ご指摘のとおり、「絵に描いた餅」にならないように貴重な意見として、参考にさせていただきます。</p> <p>また、条例が施行された後、条例に基づき、環境審議会を設置します。審議会委員として町民の方や学識経験者、各種団体の代表者を委嘱し、利根町環境基本計画の策定に伴う内容について調査及び審議し利根町の環境保全につながる取組みに努めて参ります。</p>
-----	----	--	--